

小中学校 GIGA スクール端末 故障端末の国の方針に基づくリサイクル処分とデータ消去の完了について

長崎市立小中学校では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度から1人1台学習者用端末を活用した「新しい時代の新しい学び」を推進しています。現在、活用している端末は、活用の幅が広がるにつれ自然故障や破損等の物損故障が目立ち始めました。このような中、国は、令和6年度～令和10年度までを「GIGAスクール構想第2期」と位置付け、1人1台学習者用端末の更新費用を補助することとしており、長崎市につきましては令和7年度からの更新を予定しています。なお、故障により利用できなくなった端末の処分に際しては、令和5年10月に文部科学省、環境省、経済産業省から適切な処分方法が示されており、端末に含まれるレアメタル等の有用な金属、いわゆる都市鉱山の国内資源循環のために小型家電リサイクル法等に則り処分すること、また、児童・生徒の個人情報漏洩を防止する事等が求められています。

本市では、令和7年以降に更新を予定していますが、それに先立ち、故障・破損端末の処分について、国の方針に基づき適切な処分方法を検討してきました。特にデータ消去については、文部科学省のガイドラインに基づき、端末毎にデータ消去証明書の発行が出来ること等の観点を検討して参りました。その結果、小型家電リサイクル法 認定事業者のリネットジャパン リサイクル(株)に委託してリサイクル処理およびデータ消去作業を実施しました。

【適切な処分に向けた選定の観点】

- ① 国の方針*1に準拠した小型家電リサイクル法認定事業者であり、日頃から本市の環境行政に対する理解・取り組み実績があること
- ② 生徒の個人情報の漏洩防止のため、文部科学省のガイドラインに基づくデータ消去作業が可能で、端末毎に証明書の発行できること
- ③ 作業品質を確保する観点から、本市の処分予定台数以上の年間作業実績があること

GIGA スクール端末はクラウドベースで利用していますが、一部の情報は端末本体にも保存されています。記憶媒体はSSD・eMMCであることから、穴あけや単純な物理破壊ではデータが読み取れてしまう場合もあり、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等で適切な対応が定められています。本市では、専門事業者により適切な対応を行い、端末毎の作業結果が記載された証明書を取得することで、内蔵データが確実に消えた事を確認・担保することとしました。

*1. 令和5年10月 文部科学省 事務連絡 「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」